

新旧対照表

新	旧
<p>岡山県長期優良住宅建築等計画認定実施要綱</p> <p>平成 21 年 5 月 15 日制定            平成 22 年 3 月 31 日改正            平成 23 年 3 月 31 日改正            平成 26 年 6 月 30 日改正            平成 27 年 3 月 19 日改正            平成 28 年 3 月 18 日改正            平成 29 年 10 月 8 日改正            平成 30 年 9 月 10 日改正            平成 30 年 11 月 30 日改正            令和 2 年 4 月 1 日改正            令和 2 年 12 月 25 日改正            令和 3 年 2 月 15 日改正  <u>令和 3 年 12 月 10 日改正</u></p> <p>(申請図書)            第 3 条 略            一 削除</p> <p>二 <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。)</u> 第 5 条第 1 項の規定により登録住宅性能評価機関の住宅性能評価(設計された住宅に係るものに限る。)を受けた住宅にあっては、<u>品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書(法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準(設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。)に適合していることを証するものに限る。)</u>の写し。ただし、<u>品確法第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書及び同項に規定する住宅性能評価書並びにこれらの写し(以下「確認書等」という。)</u>を添付しない場合に限る。</p> <p>三 品確法第 44 条に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関</p>	<p>岡山県長期優良住宅建築等計画認定実施要綱</p> <p>平成 21 年 5 月 15 日制定            平成 22 年 3 月 31 日改正            平成 23 年 3 月 31 日改正            平成 26 年 6 月 30 日改正            平成 27 年 3 月 19 日改正            平成 28 年 3 月 18 日改正            平成 29 年 10 月 8 日改正            平成 30 年 9 月 10 日改正            平成 30 年 11 月 30 日改正            令和 2 年 4 月 1 日改正            令和 2 年 12 月 25 日改正            令和 3 年 2 月 15 日改正</p> <p>(申請図書)            第 3 条 略            二 <u>住宅の品質確保の促進に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。)</u> 第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)の技術的審査を受けた場合にあっては、<u>当該登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(以下「適合証」という。)</u>(様式 1)</p> <p>三 <u>品確法</u>第 5 条第 1 項の規定により登録住宅性能評価機関の住宅性能評価(設計された住宅に係るものに限る。)を受けた住宅にあっては、<u>当該登録住宅性能評価機関が交付する設計された住宅に係る住宅性能評価書(以下「設計住宅性能評価書」という。)</u>法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準(設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。)に適合していることを証するものに限る。)の写し。ただし、<u>前号の適合証</u>を添付しない場合に限る。</p> <p>三 品確法第 44 条に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関</p>

が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。

三 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する型式住宅部分等製造者認証書の写し。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。

四 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書。ただし、確認書等を添付しない場合に限る。

五 略

六 略

七 略

2～3 略

(認定基準)

第 4 条 略

一～三 略

2 法第 6 条第 1 項第 4 号に規定する「自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること」を判断するための基準として、次の区域内においては認定しない。

一 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域

二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

三 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

五 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 72 条第 1 項に規定する津波災害特別警戒区域

六 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年

が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

四 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する型式住宅部分等製造者認証書の写し

五 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査にあたり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書

六 略

七 略

八 略

2～3 略

(認定基準)

第 4 条 略

一～三 略

(新設)

法律第 77 号) 第 56 条第 1 項に規定する浸水  
被害防止区域

(事前審査) 削除  
第 5 条 削除

(事前審査)

第 5 条 法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による認定の申請をする者（以下「申請者」という。）は、知事に申請書を提出する前に、登録住宅性能評価機関に長期優良住宅建築等計画に係る技術審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。

2 前項に定める適合証は、法第 6 条第 1 項に定める認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

一 法第 2 条第 4 項第 1 号イ関係（構造の腐食、腐朽及び摩損の防止）

二 法第 2 条第 4 項第 1 号ロ関係（地震に対する安全性の確保）

三 法第 2 条第 4 項第 2 号関係（構造及び設備の変更を容易にするための措置）

四 法第 2 条第 4 項第 3 号関係（維持保全を容易にするための措置）

五 法第 2 条第 4 項第 4 号関係（高齢者の利用上の利便性及び安全性）

六 法第 2 条第 4 項第 4 号関係（エネルギーの使用の効率性）

七 法第 6 条第 1 項第 2 号関係（住宅の規模）

八 法第 6 条第 1 項第 3 号関係（居住環境の維持及び向上への配慮）

九 法第 6 条第 1 項第 4 号イ及びロ又は同項第 5 号イ関係（建築後の住宅の維持保全）

十 法第 6 条第 1 項第 4 号ハ又は同項第 5 号ロ関係（資金計画）

3 申請者は、知事に申請書を提出する前に受けた登録住宅性能評価機関による住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）により、当該登録住宅性能評価機関から交付を受けた設計住宅性能評価書の写しを、第 1 項の適合証に代えて、長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の認定の申請に使用することができる。

4 前項に定める設計住宅性能評価書は、法第 6 条第 1 項に定める認定基準について、一 戸建ての住宅の場合は第 2 項第一号から第三号まで及び第六号、共同住宅等の場合は同 項第一号から第六号までの認定基準に適合することを証したものであること。

(取下げ届)

第5条 申請者は、法第6条第1項の規定による認定（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（様式1）1部を知事に提出しなければならない。

(取やめ届)

第6条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画の建築又は維持保全を取りやめるときは、取やめ届（様式2）1部に認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第7条 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式3）1部を知事に提出しなければならない。

2 認定長期優良住宅建築等計画に基づく維持保全、記録の作成及び保存が適切に行われているかを確認するために実施する抽出調査に関し、報告を求められた住宅の認定計画実施者は、認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告書（様式3の2）1部を知事に提出しなければならない。

3 法第12条の規定により、知事から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（様式4）1部を知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 知事は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式5）を申請者に通知する。

(承認しない旨の通知)

第9条 知事は、法第10条の規定による地位の承継（以下「地位の承継」という。）の承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書（様式6）を申請者に通知する。

(改善命令)

第10条 知事は、法第13条第1項、第2項又は第3項の規定による改善命令が必要であると認めるときに、改善命令書（様式7）により行うものとする。

(取下げ届)

第6条 申請者は、法第6条第1項の規定による認定（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。以下「認定」という。）を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（様式2）1部を知事に提出しなければならない。

(取やめ届)

第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画の建築又は維持保全を取りやめるときは、取やめ届（様式3）1部に認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第8条 認定計画実施者は、認定を受けた計画の住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式4）1部を知事に提出しなければならない。

2 認定長期優良住宅建築等計画に基づく維持保全、記録の作成及び保存が適切に行われているかを確認するために実施する抽出調査に関し、報告を求められた住宅の認定計画実施者は、認定長期優良住宅の維持保全状況等に関する報告書（様式4の2）1部を知事に提出しなければならない。

3 法第12条の規定により、知事から報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書（様式5）1部を知事に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第9条 知事は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式6）を申請者に通知する。

(承認しない旨の通知)

第10条 知事は、法第10条の規定による地位の承継（以下「地位の承継」という。）の承認の申請を承認しない場合は、承認しない旨の通知書（様式7）を申請者に通知する。

(改善命令)

第11条 知事は、法第13条第1項及び第2項の規定による改善命令が必要であると認めるときに、改善命令書（様式8）により行うものとする。

(認定の取り消し)

第 11 条 知事は、法第 14 条第 1 項の規定による認定の取り消しが必要であると認めるときに、認定取消通知書（様式 8）により行うものとする。

(助言及び指導)

第 12 条 略

(認定等の証明)

第 13 条 認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願（様式 9）を提出し、証明を受けることができる。

2 地位の承継について承認を受けた旨の証明が必要なときは、証明願（様式 10）を提出し、証明を受けることができる。

(台帳の整備等)

第 14 条 略

(書類の提出)

第 15 条 法、法施行規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、申請又は届出に係る建築物の所在地（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市及び新見市を除く。）を所管する県民局長へ提出しなければならない。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の認定の申請において、確認書等のないものは知事へ提出するものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第 16 条 第 5 条及び第 7 条の規定による申請（以下「申請書等」という。）については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請書等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 16 年岡山県規則第 18 号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成 16 年 2 月 23 日制定）の規定を準用する。

(認定の取り消し)

第 12 条 知事は、法第 14 条第 1 項の規定による認定の取り消しが必要であると認めるときに、認定取消通知書（様式 9）により行うものとする。

(助言及び指導)

第 13 条 略

(認定等の証明)

第 14 条 認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願（様式 10）を提出し、証明を受けることができる。

2 地位の承継について承認を受けた旨の証明が必要なときは、証明願（様式 11）を提出し、証明を受けることができる。

(台帳の整備等)

第 15 条 略

(書類の提出)

第 16 条 法、法施行規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、申請又は届出に係る建築物の所在地（岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、総社市及び新見市を除く。）を所管する県民局長へ提出しなければならない。ただし、長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の認定の申請において、適合証及び設計住宅性能評価書の写しのないものは知事へ提出するものとする。

(新設)

<p>(その他) 第17条 略 ※様式の改正あり</p>	<p>(その他) 第17条 略</p>
<p>附 則 (施行期日) この要綱は平成21年6月4日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成29年10月8日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成30年9月10日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成30年11月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は令和2年12月25日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は令和3年2月15日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は令和4年2月20日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) この要綱は平成21年6月4日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成29年10月8日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成30年9月10日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は平成30年11月30日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は令和2年12月25日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は令和3年2月15日から施行する。</p>